

市川市議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 5 月 2 7 日

市川市議会議長 大久保 たかし

## 市川市議会規則第 2 号

### 市川市議会傍聴規則の一部を改正する規則

市川市議会傍聴規則（昭和 4 6 年議会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 2 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の定員により難しい場合は、同項の規定にかかわらず、議長が別に定員を定めることができる。

第 1 4 条を第 1 6 条とする。

第 1 3 条中「すべて」を「全て」に改め、同条を第 1 5 条とする。

第 1 2 条の見出し中「、映画等の撮影及び録音」を「の撮影、録音、録画、放送」に改め、同条中「、映画等を撮影し、又は録音」を「の撮影、録音、録画、放送」に改め、同条を第 1 3 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（傍聴人の退場）

第 1 4 条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、直ちに退場しなければならない。

第 1 1 条中「、静粛を旨とし」を削り、同条各号を次のように改める。

- (1) 静粛にすること。
- (2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。
- (3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

第11条を第12条とする。

第10条第1項各号を次のように改める。

(1) 銃器その他危険な物を持っている者

(2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

(3) 酒気を帯びていると認められる者

(4) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

第10条第2項中「認めた」を「認める」に、「傍聴人」を「会議を傍聴しようとする者」に、「前項第1号から第4号まで」を「前項第1号及び第2号」に、「物品」を「物」に改め、同条第3項中「その」を「、その」に改め、同条を第11条とする。

第9条を第10条とする。

第8条第2項中「終わつた」を「終わった」に改め、同条を第9条とする。

第7条の次に次の1条を加える。

(傍聴券等の提示)

第8条 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券又は傍聴証を提示しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。